|  |
| --- |
| 収　入  印　紙 |

※

Ａ運搬業者(一次運搬)

Ｂ前処理業者

Ｃ運搬業者(二次運搬)

Ｄ資源化業者

焼却飛灰リサイクル事業業務委託契約書

　　発注者：舞鶴市(以下「発注者」という。) は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の２第６項の規定に基づき、受注者：Ａ〇〇〇株式会社(以下「Ａ」という。)、Ｂ□□□株式会社(以下「Ｂ」という。)、Ｃ△△△株式会社(以下「Ｃ」という。)、Ｄ◇◇◇株式会社(以下「Ｄ」という。)と、舞鶴市清掃事務所(以下「清掃事務所」という。)より排出される、焼却飛灰リサイクル事業に関して、次のとおり業務委託契約を締結する。

　なお、契約書中、「受注者」とした場合は、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」、「Ｄ」全てを指す。

　　第１条（法令等の遵守）

「発注者」及び「受注者」は、本業務を遂行するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関す

　　　る法律のほか、必要な関係法令及び関係機関の条例等を遵守し、必要な措置を講じるものと

する。

　第２条（廃棄物の種類と量）

　　　「発注者」が「受注者」にリサイクル事業を委託する廃棄物の種類及び量等は次の通りと

する。

　　　１．委託物の種類：焼却飛灰（乾灰）

　　　２．発生場所：京都府舞鶴市字森１５１５　「舞鶴市 清掃事務所」

　　　３．数量：５５ｔ／月（予定量）

第３条（業務の委託内容）

　　「発注者」は「受注者」に対し、それぞれ以下の各号に定める業務を委託し、「受注者」は、

これを受託するものとする。「受注者」は、受注した業務を本契約及び関係法令に基づき、適

切に行なうものとする。

１．「Ａ」の業務（一次運搬業務）

　「Ａ」は「清掃事務所」より排出される、「焼却飛灰」について、次のとおり、

運搬を行なう。

（引取場所）

　　名　称：舞鶴市 清掃事務所

　　所在地：京都府舞鶴市字森１５１５

（搬入場所）

　　　名　称：　Ｂ□□□株式会社　□□□工場

　　　所在地：　　　県　　　市

なお、運搬にあたっては、「清掃事務所」の操業に支障を来さないよう、「Ａ」、「Ｂ」、及び「発注者」との協議により運搬の日時等を決めるものとする。

２．「Ｂ」の業務（前処理業務）

　　　（１）「Ｂ」は、前号の定めるところに従って搬入された、「焼却飛灰」を次のとおり、

　　　前処理を行なう。

（処理場所）

　　　名　称：　Ｂ□□□株式会社　□□□工場

　　　　　　所在地：　　　　県　　　市

（処理方法）

　　　　　　　洗浄脱塩処理

（２）本契約第４条に定める業務委託料の「発注者」への請求及び発注者が「Ａ」、「Ｂ」、

「Ｃ」、「Ｄ」へ支払う業務委託料の代理受領及び各社への支払いを行なう。

３．「Ｃ」の業務

「Ｃ」は前号に基づき、「Ｂ」が処理した焼却飛灰を次のとおり運搬を行なう。

（引取場所）

　　　名　称：　Ｂ□□□株式会社　□□□工場

　　　　　所在地：　　　　県　　　市

（搬入場所）

　　　　名　称　：　Ｄ◇◇◇株式会社　◇◇◇工場

　　　　　　所在地：　　　　県　　　市

４．「Ｄ」の業務（資源化業務）

　　　　　「Ｄ」は本項３号に定めるところに従い工場に搬入された焼却飛灰の資源化（セメン

ト原料化）処理を行なう。

（※）焼却飛灰のリサイクル業務は上記 １ から ４ の業務を行ない完了とする。

第４条（業務委託料及び数量）

　　　「発注者」が「受注者」に委託する業務の委託料単価及び数量は次のとおりとする。

　　　　単　価　　　００，０００円／ｔ（消費税別途）

　　　　処理量　　　２７５ｔ（契約期間予定量）

ただし、上記、業務委託料単価には、第３条の業務に係る全ての費用を含む。

なお、「Ｂ」と「Ａ」、「Ｃ」、「Ｄ」は業務委託料について、各々別途「支払協議書」にて

これを定める。

第５条（委託料・消費税・支払い）

１．「発注者」の委託する、焼却飛灰リサイクル事業業務に対する委託料は、第４条にて定める

単価に基づき算出する。

２．委託料の額が経済情勢の変化及び第８条第２項等により不相当となったときは、発注者と

　「受注者」双方の協議によりこれを改定することができる。

３．「発注者」の委託する焼却飛灰リサイクル事業業務に対する委託料についての消費税は、「発

　 注者」が負担する。

４．取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の端数が生じた場合は、

　これを切り捨てるものとする。

５．「発注者」は、「Ｂ」から提出された業務委託報告書を検査・確認し、「受注者」の請求に基

　づき、３０日以内に当月分の委託料を支払うものとする。ただし、具体的な支払方法につい

て別途支払い条件の定めのある場合にはそれによる。

第６条（内容の変更）

「発注者」又は「受注者」は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。

この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生

ずるときは、「発注者」と「受注者」で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第８条

第2項の場合も同様とする。

第７条（計量・業務委託報告）

１．計量及び計量証明書発行

（１）運搬車両は、焼却飛灰の引取り毎に空車・実車の2回計量を行なうものとする。

（２）計量場所は「受注者」の処理場内に設置している計量器とし、その都度、計量証明

　　　　書発行するものとする。

２．「Ｂ」は、計量証明書に基づき、月毎に業務委託報告書を翌月５日（５日が土日又は祝日の

場合は、翌日）までに「発注者」に提出しなければならない。

第８条（適正処理に必要な情報の提供）

　１．「発注者」は、「焼却飛灰」の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ書面をもって

「Ｂ」に提供しなければならない。

２．「発注者」は、 委託契約期間中、 適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、

委託する「焼却飛灰」の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもっ

てその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、「受注者」の業務及び処理方法に支障

を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、「焼却飛灰」の発生工程の変更による性

状の変更等による変化、混入物の発生等の場合であり、「発注者」は「受注者」と通知する

変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

第９条（「発注者」「受注者」の責任範囲）

１．｢受注者｣は、｢発注者｣から委託された「焼却飛灰」を、資源化の完了まで法令に基づき

適正に処理しなければならない。

２．「受注者」は「発注者」に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行いまた

は過失によって「発注者」又は第三者に損害を及ぼしたときは、「受注者」においてその損

害を賠償し「発注者」に負担させない。

３．「受注者」が第１項の業務の過程において、「受注者」又は第三者に損害が発生した場合に、

「受注者」に過失がない場合は、賠償について「発注者」と「受注者」で協議を行なう。

第１０条（再委託の禁止）

「受注者」は、「発注者」から委託された「焼却飛灰」のリサイクル事業業務を他人に委託

してはならない。 ただし、「発注者」の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準

にしたがう場合は、この限りではない。

第１１条（義務の譲渡等）

「受注者」は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、

「発注者」の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第１２条（業務の一時停止）

「受注者」は、 やむを得ない事由があるときは、「発注者」の了解を得て、一時業務を停

止することができる。 この場合には、「受注者」は「発注者」にその事由を説明し、かつ

「発注者」における影響が最小限となるよう努力する。

　第１３条(「発注者」の催告による契約の解除権)

「発注者」は、「受注者」が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその

履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただ

し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照ら

して軽微であるときは、この限りでない。

１．正当の理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても着手しないとき。

２．頭書の期限内に完了しないとき又は頭書の期限内に完了の見込みがないと認められるとき。

　　　　３．正当の理由なくして「発注者」又は「発注者」の指定する職員の指揮監督に従わないとき。

　　　　４．前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第１４条(「発注者」の催告によらない契約の解除権)

１．「発注者」は、「受注者」が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除

することができる。

（１）第11条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

（２）「受注者」がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）「受注者」の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行

を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目

的を達することができないとき。

（４）契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し

　　　なければ契約をした目的を達することができない場合において、「受注者」が履行をし

　　　ないその時期を経過したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、「受注者」がその債務の履行をせず、「発注者」が催告を

　　　しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らか

であるとき。

（６）第16条又は第17条第の規定によらずに「受注者」がこの契約の解除を申し出たとき。

（７）契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

２．「発注者」は、前項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当

するときは、契約を解除することができる。

（１）「受注者」に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律

　　　第54号以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令、第62条第1項の納付

命令又は第64条第1項の競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴え

が提起されなかったとき。

（２）「受注者」が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを棄却し、又は却下する

判決が確定したとき。

（３）前2号に掲げる場合のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、「受注者」が談合等の

　　　不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効

力が確定したとき。

　　　　　（４）「受注者」(「受注者」が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に関して刑法(明

　　　　　　　　治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定又は独占禁止法第89条若

しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

第１５条（「発注者」の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条各号又は前条第1項各号に定める場合が「発注者」の責めに帰すべき事由による

　　　　　ものであるときは、「発注者」は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第１６条（「受注者」の催告による解除権）

　　　　　　「受注者」は、「発注者」がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催

告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その

期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微

であるときは、この限りでない。

第１７条（「受注者」の催告によらない解除権）

「受注者」は、契約事項の変更により頭書の契約代金が３分の２以上減じ、又は履行期限が２分の１以上短縮されたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第１８条（「受注者」の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１６条又は前条に定める場合が「受注者」の責めに帰すべき事由によるものであるとき

は、「受注者」は前２条の規定による契約の解除をすることができない。

第１９条（「発注者」の損害賠償請求等）

１．「発注者」は、「受注者」が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害

　　の賠償を請求することができる。

（１）頭書の期限内に契約の目的を達することができないとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能

　　　であるとき。

２．次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、「受注者」は、契約期間当

たりの委託料の総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支

払わなければならない。

（１）第13条又は第14条の規定により契約の完了前にこの契約が解除されたとき。

（２）契約の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由

　　　によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３．次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（１）「受注者」について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律

　　　第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）「受注者」について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年

　　　法　律第154号）の規定により選任された管財人

（３）「受注者」について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年

　　　法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４．第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合と

みなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして「受注者」の責めに帰

することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５．第３項の場合（別紙「暴力団等排除に関する特約条項」第２条の規定により、この契約が

解除された場合を除く。）において、頭書の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提

供が行われているときは、「発注者」は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金

に充当することがでる。

６．「受注者」は、第14条第2項に該当するときは、契約履行の完了の前後を問わず、「発注

者」が契約を解除するか否かを問わず、契約期間当たりの委託料の総額の10分の2に相

当する額を損害賠償金として「発注者」の指定する期間内に納付しなければならない。た

だし、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当する行為に

より、同条第1号から第3号までの規定による契約解除をされた場合においては、この限

りでない。

７．前項の規定は、「発注者」に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える

場合においては、「発注者」がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものでは

ない。

第２０条（「受注者」の損害賠償請求等）

１．「受注者」は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償

を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念

に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りで

ない。

（１）　第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不

能であるとき。

２．前項の規定による賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

３．第5条第5項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金

額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを「発

注者」に請求することができる。

第２１条（契約解除に伴う措置）

この契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、「発注者」は、

当該履行部分に対する業務委託料相当額を支払うものとする。

第２２条(違約金、損害賠償金の控除)

１．「受注者」がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を「発注者」の指定する期間内に支払

わないときは「発注者」は、その支払わない額につき、「発注者」の指定する期間を経過した

日から遅延日数に応じて年3パーセントの割合で計算した利息を付して徴収する。

２．前項の違約金又は損害賠償金は、「発注者」の支払うべき業務委託料と相殺することがで

　　　　　きる。この場合において、なお不足があるときは当該不足額を追徴する。

３．前項の場合において、「発注者」は、相殺の充当の順序を指定することができる。

第２３条（業務従事者災害等）

「受注者」は、委託業務の履行に関し生じた「受注者」の委託業務従事者の災害等について

は、全責任を持って措置し、「発注者」は何ら責任を負わない。

第２４条（受注者の法令上の責任）

「受注者」は、業務委託従事者に係る労働基準法（ 昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭

和22年律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律

第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切責任

を負わなければならない。

第２５条（秘密の保持等）

１．「受注者」は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２．「受注者」は、受託業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写さ

せ、又は譲渡してはならない。ただし、「発注者」の承認を得たときは、この限りでな

い。

第２６条　(暴力団等排除に関する特約条項)

暴力団等に対する契約の解除等の措置については、別記暴力団等排除に関する特約条項の定

めるところによる。

第２７条（搬出期間）

この契約における焼却飛灰の搬出期間は令和５年１１月１日より令和６年３月３１日まで

とし、日付の基準は搬出日とする。

第２８条（契約期間）

この契約は、有効期間を契約締結日から令和６年３月３１日までとする。

第２９条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に

したがい、その都度「発注者」「受注者」が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書〇通を作成し、発注者受注者は各々記名押印の上、

各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　発注者　　　舞鶴市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　舞鶴市長　鴨　田　秋　津

舞鶴市長

受注者Ａ　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

受注者Ｂ　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

受注者Ｃ　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

受注者Ｄ　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

暴力団等排除に関する特約条項

　(総則)

第1条　この特約は、この特約が付される契約(以下「特約対象契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る措置)

第2条　発注者は、受注者(当該受注者が共同企業体である場合は、その構成員を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　役員(受注者が個人である場合はその者を、法人である場合はその役員をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2)　法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)が実質上経営に関与していると認められるとき。

(3)　役員等(実質上経営に関与している役員でない者を含む。以下同じ。)が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団等を使用したと認められるとき。

(4)　役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(5)　役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(6)　特約対象契約に係る下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)の相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該下請契約等を締結したと認められるとき。

(7)　特約対象契約に係る下請契約等の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する場合に、発注者による当該下請契約等の解除の求めに従わなかったとき。

(8)　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

2　受注者は、前項の規定により特約対象契約が解除された場合は、違約金として、契約金額(単価による契約にあっては当該単価に契約期間内の予定数量を乗じて得た額、長期継続契約にあっては当該年度の支払予定額)の100分の10に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。この場合において、契約保証金等が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金等を前項の違約金に充当することができる。

　(関係機関への照会)

第3条　発注者は、特約対象契約から暴力団等を排除するために必要と認める場合は、受注者に対して、役員等の構成その他の必要な情報の提供を求めることができるものとする。

2　発注者は、前項の規定により得た情報を、管轄の警察署に提供し、受注者が第2条第1項各号のいずれかに該当するかどうかについて、照会することができるものとする。

　(不当介入等に対する措置)

第4条　受注者は、特約対象契約の履行に当たり、暴力団員等から業務妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察署への届出を行うものとする。

2　受注者は、特約対象契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請契約等の相手方に対し、速やかに報告するよう求めるとともに、警察署への届出を指導するものとする。

3　発注者は、前2項の規定による措置を適切に行ったことにより履行遅滞等が発生するおそれがあるときは、工程の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずるものとする。